

決議VI. 1 登録湿地の生態学的特徴の実用的定義と、生態学的特徴を記載し維持するためのガイドライン、およびモントルーレコードの運用のためのガイドライン

1. ラムサール条約の条文第3条2が、各締約国に「その領域内にあり、かつ登録リストに掲げられている湿地の生態学的特徴が、技術開発、汚染その他の人為的干渉の結果、すでに変化しており、変化しつつあり、または変化するおそれがある場合には、これらの変化に関する情報をできる限り早期に入手することができるような措置をとる」と述べていることを考慮し、
2. 事務局に対し、生態学的特徴がすでに変化している、変化しつつある、または変化するおそれがある登録湿地の記録を保持するよう指示した勧告4. 8(1990年、モントルー会議)と、モントルーレコードとして知られるこの記録の運用のガイドラインを確立した決議5. 4(1993年、釧路会議)を想起し、
3. さらに、「生態学的特徴」と「生態学的特徴の変化」の概念についてさらなる研究の必要性を強調し、科学技術検討委員会(STRP)とパートナー機関からの支援を受け、本締約国会議にそれらの研究の結果を報告するように事務局に対し指示した勧告5. 2を想起し、
4. 科学技術検討委員会が行った研究と本会議の分科会Bの結果に注目し、
5. 条文第3条2の施行、特に登録湿地の生態学的特徴の保全に関して、締約国への助けとなる定義とガイドラインの必要性を認識し、
6. さらに、モントルーレコードの効果的な運用が確実なものとなるようにガイドラインを修正する必要性を重ねて認識し、
7. 本締約国会議の決議VI. 13が、登録湿地のインフォメーションシートという形で締約国から提供される基礎的なデータに不備がある問題に取り組もうとしている点に注目し、
8. 地球規模の環境モニタリング事業の多くの成功例(地域社会の積極的な参加に依存するものを含む)と、締約国が登録湿地の生態学的特徴の変化を防ぐために十分すばやい措置を取れるようにする早期警戒体制の価値を意識し、

締約国会議は、

9. 「生態学的特徴」と「生態学的特徴の変化」の実用的定義が湿地の管理に一般的に結びついているのを認識し、本決議の付属書に記された「生態学的特徴」と「生態学的特徴の変化」の実用的定義を、登録湿地の生態学的特徴の記載と維持のためのガイドラインとともに、1997-1999年の3年間にさらに検討をするものとして採択する。
10. 締約国と条約事務局に対し、科学技術検討委員会の助言を元に、本決議の付属書にあるように改訂されたモントルーレコードの運用の手順を実施することを要請する。
11. 締約国に対し、生態学的特徴の変化を感知し、それに対応した行動に着手するため、国内の適切な機関による早期警戒体制の設立を支持するよう要求する。
12. 科学技術検討委員会に対して、特に特定の登録湿地において本決議を適用した場合の効果を見極め、第7回締約国会議で報告を行うために、条約事務局やパートナー機関、より広範囲の科学者や専門家と協力し、常設委員会と連携することを指示する。

決議VI. 1の付属書

登録湿地の生態学的特徴の実用的定義と、それらを記載し維持するためのガイドライン、およびモントルーレコ

決議

一ドの運用のためのガイドライン

1. 実用的定義

1.1 生態学的特徴

「生態学的特徴」は湿地の生物学的、化学的、物理学的要素の間の構造と相互関係である。これらは生態系の個々の過程、機能、特質、価値の相互作用から得られる。

1.2 生態学的特徴の変化

湿地の「生態学的特徴の変化」とは、湿地やその生産物、特質、価値を維持するこれらの過程や機能の悪化、もしくは不均衡である。

注:湿地の生態学的特徴の変化とは、条文第3条2およびモントルーレコードを設立した勧告4.8(1990年)の内容に沿った、否定的な意味の変化と解釈される。この定義は、明白に人間活動によって引き起こされる否定的な意味の変化に言及している。これは湿地に起こる自然の進化の過程としての変化を含まない。また、湿地の復元と機能回復のための事業は、人間によって生態学的特徴の好ましい変化を引き起こすものと認識されている。

湿地の過程、機能、価値、生産物、特質に関する以下の記述は、「ラムサール条約マニュアル(Davis, 1994)」「湿地の保全—現在の課題と求められる行動(Dugan, 1990)」、「地球の湿地—旧世界と新世界(Maltby, 1994)」の中の『湿地生態系の機能を調査し評価するための新しい取り組み方』、『ヨーロッパの河川周辺の湿地生態系における機能評価の新しい方法論(Maltby, 印刷中)』から得られたものである。

過程:湿地生態系の中で自然に起こっている変化や反応。これらは物理的、化学的、生物学的なものであると考えられる。

機能:生態系構造と過程の間の相互作用による生産物として、湿地の中で自然に起こる働きもしくは作用。具体的な機能としては、洪水の制御、栄養物・沈殿物・汚染物質の保持、食物連鎖の支持、海岸線の安定化と侵食の制御、嵐からの防御、特に降水量と気温といった局地的な気候条件の安定化があげられる。

価値:湿地の機能の結果として認識された直接的または間接的な社会に対する利益である。これらの価値には、人間福祉や環境の質、野生生物の維持があげられる。

生産物:湿地によりもたらされる生産物には、野生生物資源、漁業、森林資源、家畜飼料資源、農業資源、水の供給があげられる。これらの生産物は、湿地の生物学的、化学的、物理的な要素の相互作用によって生まれる。

特質:湿地の特質には、生物多様性、独特の文化的伝統的特徴があげられる。これらの特質は、特定の生産物を一定の形で利用や派生物として利用することがあるが、それとともに本質的で定量化することのできない重要性を持つ場合もある。

2 登録湿地の生態学的特徴の記載および維持のためのガイドライン

2.1 ラムサール条約登録湿地の新規登録時に、(モントルー勧告4.7で採択された)インフォメーションシートを利用し、関係する締約国によりその生態学的特徴が記載されることが基本的に重要である。生態学的特徴を評価するためのデータとしての価値を増すため、インフォメーションシートの適用に関するガイドラインの一部改訂を、科学技術検討委員会は提案している。その提案事項はこの後に添付されている。

2.2 登録湿地の生態学的特徴の記載する際に締約国が考慮できる情報源は、世界的、国内、または地域の科学的な湿地目録、特定湿地の管理計画、その他特定湿地における調査や報告が考えられる。

2.3 締約国は、6年毎に(すなわちラムサール条約の締約国会議2回毎に)ラムサールのインフォメーションシー

トで提供された情報が現実に即したものであるかを確認、必要ならば条約事務局に新たな情報を提供することが求められる。その6年という期間の途中で発生する登録湿地における変化の緊急情報は、通常の連絡手段や3年毎に発行される国別報告書を通じて条約事務局に伝達されなければならない。

2.4 登録湿地の生態学的特徴の変化は、新規に登録指定を受けた時点（もしくはインフォメーションシートが最初に条約事務局に提出された時点）にインフォメーションシートに記載されている状態を現況とし、それに対する変化として、その後提供された情報と併せて評価されるべきである。

2.5 登録湿地としての指定を受けた時点で登録の根拠となったラムサール条約の登録湿地選定の基準または基準群に関連づけ、この評価は行われるべきである。この基準を使用することによって、生態学的特徴の変化の結果として失われるかもしれない湿地の利益や価値が示されるのである。しかし、登録の根拠となったラムサール条約の現況が損なわれなくとも、湿地の機能や価値の重大な低下が引き起こされるかもしれないので、これは必要とされる評価の一部を形成するにすぎない。

2.6 湿地が生態学的特徴の変化を起こしているかどうかを評価するためには、効果的なモニタリングと調査の計画が必要条件である。そのような計画は、湿地管理計画策定の上で不可欠の構成要素であり（釧路決議5.7参照）、これにより問題とされる変化の広がりや重要性を評価する際に、湿地の利益や価値を十分に考慮することができる。締約国にとって有用となりうる効果的なモニタリング計画を企画するための枠組みも、この後に添付されている。

2.7 このモニタリングでは、一定の時間内で各湿地内の生態学的なパラメーターの自然に起こりうる変動域を明らかにするべきである。生態学的特徴の変化は、これらのパラメーターが通常の変動域を超えた時に発生する。このようにモニタリングに加えて、各々の湿地が望ましい保護区指定状況にある必要性を考慮に入れ、変化の広がりや重要性を評価することが必要とされる。

2.8 場合によっては、湿地登録の時点より以前の生態学的特徴を取り戻すために、締約国は湿地の復元を決定する場合がある。このような復元計画の場合には、将来の変化を評価するための新しい現況を策定するために、新しいインフォメーションシートが提供されなければならない。復元の目標となる状態に関しても、情報が提供されなければならない。

2.9 ラムサール登録湿地のインフォメーションシートのためのガイドラインの改善

2.9.1 登録湿地の生態学的特徴の記載と評価のために集められた情報の価値を高めるため、登録湿地のインフォメーションシートを完成させるためのガイドラインの改善が提案されている。ガイドラインの中の新しい項目が、以下の重要性を強調している。

(1) 国際的に重要な湿地に利益や価値を与える湿地の機能・生産物・特質を記載し、現況を策定する。（現在のラムサール条約の登録湿地選定基準では、湿地での変化に伴って起こり得る影響を評価する際に、考慮すべきすべての湿地の利益や価値を網羅しているわけではないので、このことが必要となる。）

(2) 国際的に重要な湿地の利益や価値にすでに影響を及ぼした、あるいは重大な影響を及ぼしうる人為的要因の情報を提供する。

(3) 登録湿地ですすでに行われている（あるいは計画中の）モニタリングや調査の方法に関する情報を供給する。

(4) 湿地の生態学的特徴にすでに影響を及ぼした、あるいは及ぼしうる、季節的または長期的な自然の変化（例：植生遷移、ハリケーンのような偶発的／破壊的な生態学上の出来事）、あるいはその両方の自然な変異や程度といった情報を提供する。

2.9.2 多くの登録湿地で、このような情報は現在はまだ知られていないし、容易に入手できるものとはなっていないと認識されている。またインフォメーションシートは、その時点での断片的な情報を提供してくれるだけである。

決議

しかしインフォメーションシートに記載することが求められているラムサール湿地の情報は、登録湿地の生態学的特徴を維持するための管理手段を決定するためには最低限必要なレベルである。新しいデータを収集したり、既存のデータを整理する中で、人間活動に伴う変化の危険性が中程度から高いもので、生態学的影響が同じく中程度から高いものと考えられ、湿地の価値や利益が永久、または長～中期的に損なわれる恐れのある登録湿地に、各締約国は主眼点をおくべきである。登録湿地の情報の収集を支援するために、特に途上国には国際的な技術的および財政的な協力が必要であろう。

2. 9. 3 すべての新しい登録湿地は、上記のような改訂に従って記載されるべきである。すでにインフォメーションシートが提出されている湿地は、次の6年毎の見直し(決議VI. 13参照)の際に、改訂が考慮されるべきである。国別報告書はそれまでの間の情報を提供する機会となる。

2. 10 効果的な湿地モニタリング計画を企画するための枠組み

2. 10. 1 現実または潜在的な生態学的特徴の変化を発見するため、定期的なモニタリングが必要である。モニタリングとは、『賢明な利用の概念実施のための追加手引き』(釧路会議決議5. 6の付属書)の中で、「ある一定の期間にわたって、特定の湿地における生態学的特徴の変化を測定する過程」として定義されている。モニタリングは、特別なデータや情報を集めるための特定の理由や方法があるという点で、一般的な監視(surveillance)とは異なる。

2. 10. 2 また『追加手引き』は、モニタリングは高度な技術や高額投資を自動的に要求せず、異なる技術レベルや精度で実施することができると指摘している。多くの異なるモニタリング技術が利用可能であること、その優先度と利用可能な人的財政的資源に最も見合った技術を、各締約国は選択すべきことが強調されている。

2. 10. 3 釧路会議決議5. 7で述べられているように、理想的にはモニタリング計画は特定の湿地の管理計画の中の、必要不可欠な部分とならなければならない。しかし、管理計画がまだ存在していない場合でも、モニタリング計画を実行するのは可能である(しかし、管理計画の枠組み無しではモニタリングの結果を効果的に適用することは難しい)。

湿地モニタリング計画を企画するための枠組み

この表に示された枠組みは、特定のモニタリング計画のために規定された処方箋ではない。様々な状況や必要性を基にしたモニタリング計画を企画するために、地域の利用者と管理者と協力しながら、湿地の管理者や計画者が利用できる一連の論理的なつながりを提供しているだけである。矢印は目標を達成するにあたって、モニタリング計画の有効性を評価するためのフィードバックを示している。この枠組みは、『地中海湿地フォーラム方法論ガイド』のために準備された、地中海の湿地のモニタリング計画のための「モニタリング計画企画のための枠組み (Finlayson, 1995)」と題した文献に基づいている。

問題点／課題	<ul style="list-style-type: none"> － はっきり、明瞭に述べる。 － 知られている問題の範囲と最も可能性の高い原因を述べる。 － 現況または関連する状況を見分ける。
目標	<ul style="list-style-type: none"> － 情報を収集するための基盤を提供する。 － 適当な時間内で達成可能でなければならない。
仮説	<ul style="list-style-type: none"> － 目標が達成されるかどうか検証する仮説。 － 仮説は目標を実証し、試験をされる。
方法と変数	<ul style="list-style-type: none"> － 問題に対して特定のもので、仮説を試すための情報を提供する。 － あらゆる変化の存在を発見し、その重要性を評価する。 － 変化の原因を特定または明確化する。
実現可能性／費用効率	<ul style="list-style-type: none"> － モニタリングが定期的、継続的に可能かどうかを決定する。 － サンプルング計画に影響を与える要因の評価、例えば熟達したスタッフがいるかどうか、サンプルングの場所の評価、専門機器の利用可能性と信頼性、データの解析と解釈の方法、データと情報の有用性、時期を得た報告の方法。 － データの入手と解析の費用が現在利用可能な資金で足りるかどうか判断する。
予備研究	<ul style="list-style-type: none"> － 方法や専門機器を試し、よく調整する時間。 － 関係するスタッフの研修の必要性の評価。 － データの解析と解釈の方法の確定。
標本抽出	<ul style="list-style-type: none"> － 関係者は全ての標本抽出方法の研修を受けるべきである。 － 全ての標本は記録されるべきである。例えば日時と位置、スタッフの名前、標本抽出方法、使用した機器、保存や輸送の手段、方法に関する全ての変更。 － 標本は適切な時間内に処理されるべきで、全てのデータは記録されるべきである。例えば日時と位置、スタッフの名前、処理の方法、使用した機器、すべての初期設定への変更。 － 標本抽出とデータ解析は、厳格かつ試験済みの方法で行なわれるべきである。
分析	<ul style="list-style-type: none"> － 分析は記録されるべきである。たとえば日時と位置(または標本抽出区の境界)、分析担当スタッフの名前、分析方法、使用機器、データ保存方法。
報告	<ul style="list-style-type: none"> － 適切な時に経済効率の高い方法での、全ての結果の解釈と報告。 － 報告は簡潔で、仮説が支持されたか否かを示さなければならない。 － 報告は、さらなるモニタリングの必要性等、管理のための勧告を含まなければならない。

決議

3. モントルーレコード運用のガイドライン

3.1 モントルーレコードは、生態学的特徴を損なうような変化がすでに起きてしまった、起きつつあり、または起こるおそれがある場合、それゆえ優先的な保全措置が必要とされる登録湿地に焦点を当てるための、基本的な仕組みである。それはラムサールデータベースの一部として維持され、また継続的な見直しの対象となる。

3.2 登録湿地がモントルーレコードに含まれるべきかどうかを考慮する際、以下の手続きが順守されるべきである。

3.2.1 締約国は、潜在的または実際の生態学的特徴の否定的な変化を理由に、対応措置や支援の必要性に対する注意を喚起するため、登録湿地をモントルーレコードに記載するよう求めることができる。別の方法としては、事務局はパートナー機関、他の国際または国内NGO、または他の関心を持っている組織から、否定的な変化が実際に起きているかまたはその可能性があるという情報を受けて、関係する締約国にこの情報に対する注意を喚起し、問題となっている登録湿地がモントルーレコードに含まれるべきかどうか問い合わせることができる。登録湿地は当該締約国の承認によってのみ、モントルーレコードに含めることができる。

3.2.2 条約事務局は、パートナー機関、他の国際または国内NGO、または関心のある組織から受け取った情報を、簡潔かつ自主的な質問表(下記の『モントルーレコード質問表』参照)とともに、締約国に送付する。この質問表は通常は、事務局に3ヶ月以内に返送されるものとする。しかし途上国と経済が移行段階にある締約国を考慮し、この締切の期限は柔軟にすべきである。

3.2.3 当該締約国の同意のもと、「登録湿地の生態学的特徴の実用的定義とそれらを記載し維持するためのガイドライン」に沿った形で科学技術検討委員会の助言を求めため、この質問表の回答は事務局より委員会に転送される。事務局は締約国の合意のもと、質問表の回答をもととの情報を提供した機関に送付する。もし締約国がこれに同意できない時は、事務局は当該締約国の決定を連絡する。

3.2.4 科学技術検討委員会による専門的な意見または助言は、事務局により締約国と、ももとの情報を提供してくれた機関(もしそれが締約国ではない場合)に送付される。

3.2.5 登録湿地がモントルーレコードに含まれるべきかどうかの決定も含め、どの様な措置を取るかを定める目的で、科学技術検討委員会の意見と助言を、事務局は当該締約国とともに論議する。適切な場合には、事務局との協議の上締約国によってなされた決定は、科学技術検討委員会と他の関心を持っている組織に通知される。

3.2.6 3年ごとの国別報告書の中で、モントルーレコードに含まれている登録湿地の保全状況について、締約国は条約事務局に報告を行う。もし必要ならば、事務局の求めに応じさらに情報を提供する。

3.3 モントルーレコードに掲載されている登録湿地の削除を考慮する際には、次の手続きが順守されるべきである。

3.3.1 モントルーレコードに掲載されている登録湿地を取り除く要求が、当該登録湿地をその領域内に含む締約国から条約事務局に提出される。あるいは、事務局は他の情報源から、登録湿地の生態学的特徴の変化の危険がもはやないことを示唆する情報を受け取る。

3.3.2 簡潔な質問表(以下の『モントルーレコード質問表』参照)を事務局は締約国に送付し、「登録湿地の生態学的特徴の実用的定義とそれらを記載し維持するためのガイドライン」に沿って助言を求めため、その回答結果を科学技術検討委員会に送る。

3.3.3 委員会の専門的意見または助言と一緒に、科学技術検討委員会のさらなる情報の請求は事務局が締約国に送付する。また事務局は、他からの情報も求めることができる。

3. 3. 4 締約国から要請があった場合は、理想的には事務局の適切なスタッフ、科学技術検討委員会の地域出身メンバー、そして他の適当な専門家による登録湿地訪問を条約事務局は組織することができる。

3. 3. 5 科学技術検討委員会の助言と意見を考慮した後、締約国の要求に基づき問題となっている登録湿地はモントルーレコードから取り除かれる。最終的な決定は締約国によってなされるものとする。

3. 3. 6 当該締約国が反対しない限り、締約国が行った決定についての情報を事務局は他の関心を持つ組織に提供する。

モントルーレコード質問表

第1部：登録湿地のモントルーレコード掲載の可能性を評価するための情報

基本項目

- * 登録湿地の名称
- * 登録湿地として指定された際の選定基準
- * 生態学的特徴の変化、または可能性のある否定的な変化の性質
- * 生態学的特徴の否定的な変化、またはその可能性の理由

含まれる追加項目

- * 登録湿地に関するインフォメーションシート提出日
- * インフォメーションシートが更新された日付とその出典(例：国別報告書、国内湿地目録、特定研究)
- * 登録湿地から得られる利益と価値
- * 登録湿地から得られる利益と価値が減少または変化した程度
- * もしモニタリング計画が実施されている場合には、その内容(方法、目標、集められたデータと情報の性質)
- * もしすでに評価手続きがとられていた場合には、その内容(モニタリング計画から得られた情報がどの様に用いられたか)
- * それまでもし事態改善および湿地復元措置がとられていた場合、あるいは計画中の場合には、その内容
- * 締約国によって提供された参考資料のリスト(該当する場合)
- * ラムサール事務局によって提供された参考資料のリスト(該当する場合)

第2部：モントルーレコードから登録湿地を削除する可能性を評価するための情報

- * 事態改善、湿地復元または維持手段の成功の報告(もし、この質問表の第1部に書かれた内容と異なる場合に記述する)
- * 提案されたモニタリングと評価の手続き(もし、この質問表の第1部に書かれた内容と異なる場合に記述する)
- * 登録湿地の生態学的特徴、利益と価値が復元または維持された程度(詳細を記載する)
- * モントルーレコードから登録湿地を削除する根拠(この質問表の第1部とともに、「モントルーレコード運用のためのガイドライン」を参照)
- * 追加参考資料のリスト(該当する場合)

決議VI. 2 魚類に基づく国際的に重要な湿地を特定する特別基準の採択に関する決議

1. 締約国からの専門家、協力機関及び科学技術検討委員会の協力を得、魚類の生息地とし、または漁業の養殖場として国際的に重要な湿地を指定する際使用される基準の案を作り、またそのような基準を採用するためのガイドラインを作成するよう事務局に指示した勧告5. 9を想起し、
2. 魚類の生息地としての湿地の基準及びガイドラインを形作るため、科学技術検討委員会とその他の専門家に

決議

より行われた、広範囲な作業に謝意を表明し、

3. 魚類の重要な生息地としての湿地がますます重要視され、条約の及ぶ範囲の重要性を強調し、
4. 多くの場合、商業的漁業が漁業資源を持続的に利用するため、あるいは水環境に考慮することを目的とした法令によって規制されていることを認識し、

締約国会議は、

5. 本決議の別添1に付されている、魚類に基づく特別基準とその適用のためのガイドラインを採択し、モントルー会議の勧告4. 2で採択された国際的に重要な湿地を特定するための基準の不可欠な一部として含め、
6. 決議VI. 3の内容にあるように、これらの新基準の適用のガイドラインを向上させるための作業を科学技術検討委員会が続ける必要性を強調し、
7. 国際的に重要な湿地のリストに登録するためのこれらの新基準とガイドラインの使用と、国際的に重要であると特定された湿地に登録するよう締約国に求める。

決議VI. 2の付属書

魚類に基づく国際的に重要な湿地に登録するための特別基準4及びその適用についてのガイドライン

魚類に基づく特別基準4

1. 以下のいずれかの条件を満たせば、国際的に重要な湿地と見なす。
 - (a) 固有な魚類の亜種、種または科、生活史の一段階、種の相互作用、また湿地の利益及び価値を代表する個体群を維持しており、それにより、世界の生物多様性に貢献している。
 - (b) 魚類の採食場及び産卵場として重要で、湿地及び他の場所の魚類資源が依存する回遊経路となっている湿地である。

基準4(a)の適用のためのガイドライン

1. 1 魚類は湿地と結びついている最も数の多い脊椎動物である。世界的には、18,000種以上が、ラムサール条約で定義されている湿地で生息している。
1. 2 基準4(a)の重要性は、湿地が魚類及び甲殻類の高い多様性を持っていれば、他の基準の要求を満たさなくても、国際的に重要な湿地として指定できることである。さらにこの基準は、亜種、種及び科の数、異なる生活史の段階、種の相互の関係及び前述の分類群と外部環境との関係の複雑性のような、多様性を取る様々な形を強調している。したがって魚類の多様性は、種内の、種間の、生態系の多様性を含む。それはまた、遺伝子学的に近似した種内の生態的単位、例えばサケの遡上、世界の多くの地域の海域毎に識別される海産魚の異なる地理的な系統等も含まれる。種を数えるだけでは、特定の湿地の重要性を評価するのに十分ではない。
1. 3 加えて「ニッチ」、すなわち種がその生活史の異なる段階で果たす異なる生態的地位の概念も考慮する必要がある。この点は、特に動物がその生活史で示す姿形に関係している。例えば、サンゴ、蔓脚類(訳注 まんきゃくゐ=フジツボなど)、多くの水生昆虫、両生類、幼生及び葉形幼生時代のある魚類、またスズメ目の鳥類、猛禽類、幼鳥時には羽のないサギ類等の鳥類等である。